

施設使用料等の見直し

今回の改定内容のあらまは、次の①～③のとおりです。

- 平成30年度と令和5年度で比較した管理運営経費の増加割合や、施設の実情を踏まえ、新たな使用料等を算定します。ただし、急激な改定とならないよう、改定割合は、原則、おおむね3割を上限とします。
- 「子ども・子育て応援都市」として、子どもや子育て家庭に対する経済的支援を進める観点から、施設の個人利用の使用料等について、次のとおり変更します(一部例外あり)。
 - これまで子ども料金の設定がなかった使用料等について、18歳以下を対象とする料金を新たに設けます。
 - これまでも子ども料金の設定はあるものの、中学生以下を対象としていた使用料等について、子ども料金の対象年齢を18歳以下に引き上げます。
- 令和7年10月から施設使用料等を改定します(一部例外あり)。

改定後の施設使用料等(主なもののみ)

区分、利用時間枠は、主なものを抜粋して掲載しています。下表以外の施設の使用料等の改定後の料金は、**区HPQ 23999**をご覧ください。詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

※マーク=平日の料金例です。土・日曜日、祝日料金は**区HPQ 23999**をご覧ください。

1 区民会館、区民会館別館 (注)下表以外にも改定した室場・利用時間枠があります。(単位:円)

区分	利用時間枠	新たな料金
世田谷区民会館 (せたがやイグレットホール)	ホール 集会室A	午前 3時間 74,800 ※ 午前 3時間 9,190 ※
世田谷区民会館別館★ (三茶しゃれなあどホール)	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室	午前 3時間 12,630 ※ 午前 3時間 4,800 ※ 午前 3時間 3,970 ※ 午前 3時間 5,560 ※
北沢区民会館★ (北沢タウンホール)	ホール 第1・2・3集会室 第4集会室	午前 3時間 39,220 ※ 午前 3時間 4,080 ※ 午前 3時間 9,290 ※
北沢区民会館別館★ (梅丘パークホール)	集会室	午前 3時間 11,700 ※
玉川区民会館★ (玉川せせらぎホール)	ホール 第1・2・3・4・5集会室	午前 3時間 39,910 ※ 午前 3時間 4,080 ※
玉川区民会館別館★ (上用賀アートホール)	集会室	午前 3時間 8,220 ※
砧区民会館★ (成城ホール)	ホール 集会室A・B 集会室C・D・E	午前 3時間 39,220 ※ 午前 3時間 2,600 ※ 午前 3時間 4,080 ※
烏山区民会館	ホール 集会室	午前 3時間 32,020 ※ 午前 3時間 7,590 ※

★マーク=上限額を表示しています。この範囲内で金額を設定します。

2 区民センター、地区会館、区民集会所 (注)下表以外にも改定した室場・利用時間枠があります。(単位:円)

区分	利用時間枠	新たな料金
50㎡未満	午前 3時間 午後・夜間 2時間	390 260
50～70㎡未満	午前 3時間 午後・夜間 2時間	1,050 700
70～100㎡未満	午前 3時間 午後・夜間 2時間	1,620 1,080

一部の施設で、利用時間枠を個別に設定している場合があります。施設ごとの料金は、**区HPQ 23999**をご覧ください。

区12 世田谷区民会館(世田谷区民会館別館を除く)=文化・国際課 ☎6304-3427 FAX6304-3710

上記以外の施設=総合支所地域振興課(世田谷 ☎5432-2835 FAX5432-3032、北沢 ☎5478-8045 FAX5478-8004、玉川 ☎3702-1636 FAX3702-0942、砧 ☎3482-2001 FAX3482-1655、烏山 ☎3326-9376 FAX3326-1050)

3 男女共同参画センター (単位:円)

区分	利用時間枠	新たな料金
研修室1・3	午前 3時間 午後・夜間 4時間	1,050 1,400
研修室2・4	午前 3時間 午後・夜間 4時間	390 520

区3 人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 FAX6304-3710

4 敬老会館、高齢者集会所 (単位:円)

区分	利用時間枠	新たな料金
北烏山東敬老会館	大広間 洋室	夕方・夜間 2時間 260 夕方・夜間 2時間 260
桜高齢者集会所	大広間(舞台付き) 大広間(舞台付き)	夕方・夜間 2時間 1,420 夕方・夜間 2時間 260
上馬高齢者集会所	多目的ホール	午前 3時間 4,470 午後・夕方・夜間 2時間 2,980

5 ひだまり友遊会館 (注)下表以外にも改定した室場・利用時間枠があります。(単位:円)

区分	利用時間枠	新たな料金
第1～5会議室	午前 3時間	390
第6会議室、総合会議室、講習室	午前 3時間	1,050
体育室	午前・午後 2時間 夜間 2.5時間	2,980 3,720

6 健康増進・交流施設 (注)下表以外にも改定した室場・利用時間枠があります。(単位:円)

区分	利用時間枠	新たな料金
会議室A・B	午前 3時間 午後・夜間 2時間	1,350 910
会議室C	午前 3時間 午後・夜間 2時間	870 580
会議室D	午前 3時間 午後・夜間 2時間	310 190
交流室(区民料金)★	午前 3時間 午後 3.5時間 夜間 4時間	3,610 ※ 5,580 ※ 8,170 ※
多目的室(区民料金)★	午前 3時間 午後 4時間 夜間 4時間	3,610 ※ 5,580 ※ 8,170 ※
娯楽室(区民料金)★	午前9時～午後5時(大人1日) 午後6時～午後10時	570 1,400
運動室(区民料金)★	午前9時～午後5時(大人1回) 午後6時～午後10時	570 5,960

★マーク=上限額を表示しています。この範囲内で金額を設定します。

区4～6 市民活動推進課 ☎6304-3176 FAX6304-3597

7 郷土資料館 (単位:円)

区分	利用時間枠	新たな料金
集会室	午前 3時間 午後 3.5時間	1,620 1,890

区7 生涯学習課郷土資料館 ☎3429-4237 FAX3429-4925

8 青少年交流センター (注)下表以外にも改定した室場・利用時間枠があります。(単位:円)

区分	利用時間枠	新たな料金
池之上青少年交流センター	学習室(交流室)I 学習室(交流室)II 和室	午前9時～午後0時50分 1,240 午前9時～午後0時50分 390 午前9時～午後0時50分 390
	音楽室	午前9時～午後0時50分 2,490
	ホール 和室I、II	午前 3時間 1,870 午前 3時間 390
	交流室	午前 3時間 390
野毛青少年交流センター	食堂・厨房 創作活動室	午前 3時間 1,240 午前 3時間 1,870
	多目的ホール	午前 3時間 1,870
	調理室	午前 3時間 390
	音楽スタジオ(大)、(小)	午前9時30分～午前10時50分 390

区8 子ども・若者支援課 ☎5432-2585 FAX5432-3050

9 保健医療福祉総合プラザ (注)下表以外にも改定した室場・利用時間枠があります。(単位:円)

区分	利用時間枠	新たな料金
区民活動支援会議室	区民活動支援会議室1-1、1-2、2	午前 3時間 1,050
研修室	研修室A-1、A-2 研修室B-1、B-2 研修室C-1、C-2	午前 3時間 1,050 午前 3時間 390 午前 3時間 3,510
	駐車場	15分ごと 100

区9 保健医療福祉推進課 ☎5432-2939 FAX5432-3017

10 保健センター(運動指導室) (注)下表以外にも改定した利用時間枠があります。(単位:円)

区分	利用時間枠	新たな料金
運動指導室	午前 3時間	3,510

区10 保健医療福祉推進課 ☎5432-2649 FAX5432-3017

11 公園施設(世田谷、羽根木、玉川野毛町、次大夫堀、二子玉川) (注)下表以外にも改定した室場・利用時間枠があります。(単位:円)

区分	利用時間枠	新たな料金
軟式野球場★	2時間	4,560 ※
庭球場★	2時間	3,080 ※
洋弓場★	大人 1時間	310 ※
プール(夏季)★	大人 2時間	440
和室(10畳)★	午前 3時間	2,860 ※
	午後 4時間	3,810 ※
ミニSL	18歳以下1回	50
	大人1回	110
駐車場★	世田谷公園、羽根木公園、二子玉川公園	30分以内 200
	玉川野毛町公園、次大夫堀公園	20分以内 100

ミニSLの未就学児(小学生未満)の料金は引き続き無料。

★マーク=上限額を表示しています。この範囲内で金額を設定します。

12 多摩川玉堤広場 (注)下表以外にも改定した室場・利用時間枠があります。(単位:円)

区分	利用時間枠	新たな料金
庭球場	2時間	1,500 ※
サッカー場	2時間	1,500 ※

令和8年4月1日から新たな料金が適用されます。少年野球場(2時間)は引き続き無料。

区11 公園緑地課 ☎6432-7907 FAX6432-7989